

アルケイアー記録・情報・歴史
第六号 二〇一二年三月 一六三―一九一頁
南山大学史料室

MLAにおける所蔵資料の特性と利用

永井英治

How to Use the Materials in Museum, Library and Archives

NAGAI Eiji

archeia: documents, information and history

No.6 March, 2012 pp.163-191

Nanzan University Archives

MLAにおける所蔵資料の特性と利用

永井英治

一 課題の設定

MLAの連携という課題を私が聞いたのは、一九九〇年代のことであった。現在、MLA、MA、LAの連携を課題とした書籍がいくつか刊行されていることを見ると、極めて先駆的な話題を聞いていたものと思う。しかし、一九九〇年代の私には、MLAの連携の必要性についてリアリティを感じることができず、そうした課題があるという認識にとどまっていた。

その後、私が聞く限りでは、「連携」という言葉にあまりよい印象は感じられなくなっていった。いくつかの場面で、自前での資料の保存が困難なときの代替策として、「連携」という表現が用いられているように思われたのである。より直截には、自治体設置の資料保存機関が当該自治体域に伝来した古文書を所蔵できないような場合、当該自治体設置に限らない他の資料所蔵機関での所蔵を模索するときに「連携」という言葉が用いられたのである。もちろん、押しつけっ放しではないから、それを所蔵することになった機関で整理された成果は共有されるべく努

力される。つまり目録ないDBの共有である。そこには、資料が廃棄されるか、利用が著しく困難な事態になることを避けようとする発想があり、それが実現すれば、少なくとも資料は保管され、利用可能となる。しかし、行政の縦割り意識はこのような「連携」すら困難にする可能性がある。

連携の技術的な中核となるデジタル技術は、処理可能な記録容量の増加によつて精密化を遂げ、テキストにせよ、画像・音声にせよ、メタデータにせよ、デジタル化されれば一括して扱うことを可能にし、MLA連携の実現に具体的根拠を与えている。技術的問題が解決されれば、MLA連携という課題は容易に実践されるというものではない。理念的問題—MLAはなぜ連携すべきなのか—についての議論が追いつかず、実践のための模索が現状のように思われる。

なぜMLAは連携するのか？これまでの議論の特徴は、MLAの担当者が議論を担うことに特徴があると言つてよいであろう。それは、MLAの担当者それぞれの現状を一番詳しく知つていふことと、MLAの連携によつて、それぞれの施設が単独であったとき以上の機能を發揮できることを関係者自身がアピールできるからである。研究の意義を丁寧に解説して理解を得なければならぬ現在においては、MLAの連携の意義を関係者自らが解説するのは、供給が需要を生み出すかに見えるが、今日においては当然必要とされる措置である。

また、MLAの連携という課題に接したとき、M、L、Aそれぞれについて一定の理解がなければ、それが連携してどのような事態が生まれるかを考えることは難しい。担当者は、それぞれ担当する施設をよく知つていふあるから、連携の効果を具体的に考えることができる。このゆえに、M、L、Aの担当者は、連携について議論を進めていかなければならない。

そこで考えなければならないのは、MLAの連携には、利用者の視点は十分に意識されているのであろうかとい

う問である。M、Lに比べて一般のなじみが薄いと云わざる得ない Archives に関して、利用者の視点という議論は十分行なわれているとは言いがたい。むしろ、MでもLでも、利用者の視点が重視されていることは十分に理解できる。それが十分でない場合、専ら施設・人員が足りないという理由に帰することも理解される。しかし、MLAの連携が何のために議論されているかを考えたとき、単独では存続が危ぶまれるMLAが、連携によって今まで以上の機能を提供できるようになることは、期待されているものと考えられる。

デジタル技術の進化／深化がMLAの連携を担保できるのは何故か。オリジナル資料がどのような形態・性質のものであれ、デジタル化可能であれば、すべてを一律に扱うことができるという強みが、デジタル情報に期待されている。実はここで、利用者の便宜が、理解を得やすい連携の効果となるのである。

今、利用者として研究者を考えれば、関係する資料が網羅的に、しかも自宅や研究室にしながら利用できるのであれば、「足で稼ぐ」研究は少なくなる。そのことの弊害も心配されるが、資料を利用できるようにする作業が、資料を分析して研究するための作業から少しでも軽減されれば、どこに資料があるかに起因するハンディは解消される。少なからぬ学問分野が、誰でも利用できる資料を考察し、論理によって展開するものとなる。

ただし、こうした利便性を担保するためには、オリジナルの資料の保管が重視されなければならない。私は、大史編纂の場面で、編纂事業が終了し、年史が刊行されれば、必要なことはそこに書いてあるのであるから、典拠となった資料はもはや不要であるという発言を職員から直接聞いた。²³この職員にとって、研究が進展するということは理解の外にある。残念なことに、研究の進展は新資料の発見によって行なわれるものとされ、既存の資料を新しく読み直すという地味な作業は、理解され難いものかもしれない。

したがって既知のオリジナル資料の重要性を訴えることも、研究者にとっては重要な社会的業務となる。既知の

資料であっても、新たな分析の手法や視角によって、これまで知られていなかった情報を引き出すことができる。それを可能とするためには、オリジナル資料が保管されていなければならない。デジタル化が可能な情報は、資料から読み取ることができ、情報の一部であって、それでは対応できない分析の手法や視角では、オリジナル資料に戻ることが必要となる。それらの新しい情報もデジタル化されて提供されることになるが、その情報の真正性を担保するのはオリジナル資料に他ならない。既にデジタル化された情報も、やはり真正性を担保するのはオリジナル資料である。利用者の便宜を図るものとして期待されるデジタル情報は、オリジナル資料があつて初めて実現され、その真正性が裏打ちされるのである。この当然の前提は放棄できない。

このように考えれば、デジタル情報の真正性を担保するオリジナル資料の保管では、デジタル情報のような一元的な管理は困難となる。それぞれのオリジナル資料の特性に対応した管理が不可欠である。MLAの連携は、それが所蔵する資料の特性を理解する作業を基礎としなければならない。そして、資料の特性を理解するとき、例えば大量印刷物が図書館に収蔵されるときとアーカイブズに収蔵されるとき、施設によってどのような違いが現れるのかを考えるだけでなく、それが当該施設に収蔵されていることによつて資料に何が期待されるのかを考える必要がある。連携によつて、資料群としての性格や伝来情報が考慮されなくなり、それぞれの資料がそれ自体は単独に存在することになるものではない。資料にとつて外在的な情報を維持することは、連携にあつたての基礎である。

そこで本稿では、資料所蔵機関において資料はどのような特性を持つものとされ、また所蔵資料に何が期待されるかについて検討することで、MLAが連携する前提を考える。この作業の補助線として、MLAに所蔵される資料の真正性について考える。資料が単独に存在していれば、真正性の担保は、資料それ自体に求められるが、MLAのそれぞれで必ずしも同じ議論で処理できるとは限らない。アーカイブズ資料は、本来真正性を前提としている

と言えるが、アーカイブズにとって前提Ⅱ結論であるこの命題を、MLAの比較によって考えると、施設それぞれの相違が現れる。連携のためには、このような相違点を自覚しなければならぬと考える。

二 資料の真正性概観

資料の真正性は、少なくとも、①意図しない場合を含めて、作成された段階において、偽作でないこと、②作成された段階以後、改変されていないことの二点が確保されなければならない。これによって、作成された段階で偽作でないことが維持される。ただし、偽作・改変された資料は、その行為が行なわれたことを明らかにする資料である。歴史学では、「歴史」を創作する心性が研究対象とされる。したがって、真正性とその価値は一義的に決定・議論されるものではなく、何についての真正性が問題となるかを考えなければならない。

一般的に、資料の真正性を明らかにするためには、資料そのものに内在する情報を引き出し、分析して真贋を鑑定する^③。その判定基準は、多くの場合、同種・類似の資料から蓄積された情報であり、それらを参照して、偽作の可能性の有無を推定する^④。つまり、同種・類似の資料に内在する情報の体系が、真偽を判定する基準として利用されるのであり、そのものではないとしても、資料に内在する情報が、真正性の判断基準となる。

テキストの場合、記述された段階から改変を受けていないことが、同時代史料としてのテキストの真正性の根拠となる。テキストの内容が、現在から見て、事実／真実であるか否かは、テキスト解釈の問題であり、資料としてのテキストの真正性とは次元の異なる問題である。ただし、改変されたテキストを新たなテキストの記述と見れば、それ自体はひとつの資料である^⑤。

アーカイブズ資料については、業務で作成された文書・記録を議論の対象とする。

現用段階では、業務文書が不正に改変された場合、業務の遂行に支障を来すことになる。少なくとも、業務監査でそれが指摘された場合、不適切な業務運営と判断される。したがって、現用文書は、本来的にはすべて真正であり、真正でなければならぬ。⁽⁶⁾

現用文書の真正性の根拠は、業務で適正に作成されたことに求められる。より正確には、業務遂行の一環として、組織が定める手続きまたは慣用にしたがって作成された文書であることが、真正性の根拠となる。⁽⁷⁾つまり、真正性を担保するのは、手続きである。業務文書において真正性とは、真偽判定の結果ではなく、前提である。

改竄・偽作は、不正な資料がそのものとして存在する。それが改竄・偽作されたものであるか否かを判明する作業は必要であるが、手掛かりとしてモノがある。これに対して、紛失は、検討すべき手掛かりがなくなる。文書台帳が作成されていれば可能性は残るが、件名記録がなければ、一枚の文書がもともと存在していなかったか否かを判定することは困難である。紛失（破棄）によって一切の手掛かりが失われれば、該当する業務そのものが行なわれなかったことになる。これを防ぐためには、現用段階での文書管理を厳格化するしかない。⁽⁸⁾つまり、アーカイブズ資料の真正性は、当該アーカイブズに移管される以前の記録管理に期待しなければならない。この限界を改善するためには、組織の文書管理にアーカイブズが積極的に関係しなければならぬ。

ライフサイクル論に基づいて、非現用となった業務文書がアーカイブズに移管された場合、移管された業務文書は、本来の状態が真正であり、真正性を維持することがアーカイブズの責務となる。ここでも、真正性とは、真偽判定の結果ではない。アーカイブズの業務は、真正性を維持することであり、維持されている真正性を担保するものでなければならぬ。単純に言えば、アーカイブズに移管されてきた非現用化した業務文書は、その段階で真正

性が維持されているものであるから、それらに改変を加えないことがアーカイブズにおける真正性の維持となる。極論すれば、アーカイブズに移管されてきた業務文書をすべて封印すれば、真正性は維持されるが、利用はできない。これでは、アーカイブズとは言えない。アーカイブズ資料の真正性は、アーカイブズの機能に即して維持されなければならない。

個人情報保護を保護するために行なわれる固有名詞の墨塗りが合理的根拠のある行為と認められるような場合、それは「善意の改変」であると言えるかもしれない。では、「善意の改変」はどのように認められるのか? 「善意の改変」の結果は、一部の情報公開が保留された状態であり、情報を保護しなければならぬ場合にはやむを得ない措置である。ただし、公開が保留された部分の原本においては情報が記載されており、その原本の真正性が、「善意の改変」を担保する。ゆえに「善意の改変」は原本に対して行なわれるべきではなく、複写物への加工としてのみ行なわれ、それによって、原本の真正性を保護しなければならない。とくに、保護されるべき情報は、時間やその他の条件の変化によって異なるものとなるから、原本は改変してはならない。また「善意」が合理的根拠を持つか、恣意的な改変ではないことを明らかにする手段が講じられなければならない。今、直ちにその回答を用意することはできないが、どのような理由により、どのような性格の情報が非公開とされるかを明らかにすれば、恣意的な運用は多少避けられよう。ただし、そのような情報そのものを明らかにすることが合理的でない場合も考えられる。

デジタルアーカイブの真正性は、複写資料一般として議論できる。複写資料が持つ情報の真正性は、真正性が担保されている原本に依拠する。原本から改変なく複写されていることが、複写資料のテキスト・画像の真正性を保証する。この複写行為が改変を伴わないものであることは、現状ではアーカイブズによる複写作成への信頼によってのみ保証される。メタデータの記述によって、オリジナル資料からデジタル化されたデータの真正性を保証する

という議論があるが、オリジナル資料のメタデータとデジタルデータの的一对一対応によって、デジタルデータの真正性は担保される。その前提として、デジタル化の作業手順を解説することが必要である。個々の資料に対してではなく、史料群を一括して作業手順を明らかにしておけば、この手続きは果たされよう。

再現される情報は、デジタル化など複写の性質に制約される⁽¹⁰⁾。複写資料から原本の真正性を論じることが、情報の質に制約されるため、著しく困難である。したがって、原本に接することのできる者の責任は大きい。とくに、原本を劣化から保護するため、閲覧を制約しなければならぬ場合など、資料所蔵機関が原本を調査して得た情報は開示されなければならず、原本に接することのできない者への責任の自覚が強く求められる。

三 伝来情報が担保する真正

上島有は、中村直勝の感想に付して、長年東寺文書の整理に携わった経験から、東寺に伝来した文書はまず偽文書の可能性がなく、他の文書群なら疑問を感じるような場合でも東寺文書であれば利用できると述べた⁽¹¹⁾。これは、古文書では、伝来が真正性の判定に大きく影響することを示している。

伝来の経緯は、古文書それ自身には記されていないことが多い、外在的な情報である。伝来の事実そのものを情報として記録しなければ、外在的な情報である伝来情報は消えてしまう。

伝来が重要となるのは、古文書はそれを持つことで利益を得るものところに伝わるという伝来の原則に拠る⁽¹²⁾。この場合の伝来は、現在それがどこに伝わっているかも含まれるが、基本的には、当該古文書が本来の機能を果たしうる同時代において、古文書に記された形式的な宛先ではなく、その文書によって利益を得る者⁽¹³⁾実質的な宛先

に古文書が発給された事実の延長としての伝来である。近世社会になって、中世文書が本来の機能を果たし得なくなったとき、趣味または学術的な関心から、あるいは由緒の確定という現実社会にも影響し得る目的のため文書の移動が起こることがあるが、そのような場合を除き、多くの古文書は所蔵者の下で保管され続ける（または廃棄される）。こうして、現在にまで古文書が伝来されるため、伝来は古文書の真正性を担保する一情報となる。

ただし、古文書を持つことで得られる利益は、相当に拡張できる。中世的文書主義ないし文書フェティズムでは、所領の名さえ合致すれば、自分とはまったく無関係な古文書でも該当する¹⁶⁾。反対に、鎌倉幕府裁許状は、鎌倉末期まで、越訴によって判決が覆る可能性を持ち、不易法によらなければ確定しなかったし、判決を実現するための幕府による手続きもなかった¹⁷⁾。要するに鎌倉幕府裁許状は、それを持つているから幕府が自分のための利益を実現してくれるものではなかった。したがって、鎌倉幕府裁許状を持つことで得られる利益は、多分に自力救済によっている。幕府裁判に限らず、敗訴した者は、将来のため勝訴者が作成・獲得した文書の写（案というべきか）を入手しようとする。それらは、苦い経験であるだけでなく、将来、相手方の主張にすべて反駁し、自分が勝訴するための参考文献として備えられる。これは記録の参照に過ぎないのか、利益を回復するための準備か判然としない。さらに事例を挙げることは可能であるが、要するに、大切に伝来された古文書は、それが伝来されたのは、自分にとっての利益が「期待」できたから、ということになる。

このように真正性を判別する伝来情報は、当該古文書には記されることが普通であるから、調査・整理の段階で確実に記録しなければならない。現状記録は、この点で、伝来を証明する有効な方法となる。

反対に古書店が介在し、同一伝来古文書群を分割して販売することは、伝来の状態を破壊してしまう行為に等しく、利用にも著しい不便を招くことになる。一括では売れそうもない高い値段であるが、分割すればコレクターが

買えるからという理由が分割を招くが、そもそも高い値を付けたのは古書店である⁽¹⁵⁾。日本では、このような文化の破壊行為を抑制することは不可能と誰もが思っているが、いつまでもこの現状は変わらないのであるうか。これは文化の私有という問題である。著名な古書店の「目利き」があつたとしても、文化の破壊の弊害は否定できない。同様に著名なコレクターを経過したことは、由来を語り、コレクションの意義を語る材料にはなるが、それを以て対象に価値を与えると見るためには相応の手続き／議論が必要である。

このようなことから、所有権を絶対不可侵とするのではなく（日本でも所有権は、「公共の福祉」のためには制限される）、文化を公共財とみるジョセフ・L・サックス『レンブラント』でダーツ遊びとは―文化的遺産と公の権利⁽¹⁶⁾』での議論は示唆に富む。著者は、著名な芸術作品や人類史上意義深い遺跡、公職にあつた者が職務として作成した文書などを取り上げて、私有権の主張に対して、公共財という視点から丁寧な反論を行なう。注目されることは、著者が原則論を振りかざして批判を加えるのではなく、個別の事例に即して、私有権を主張する人あるいは主張することによって行政を批判する人の主張、作品の著作者の権利を慎重に判断している点である。慣行に過ぎない研究者のpriorityを厳しく批判する点も、公共財の視点から説得的に提示される。

伝来の過程で、それぞれの所有者が「私有」していたことの、必ずしも正ではない側面を考える上で、考慮されなければならない論点である。

四 博物館資料―大学博物館と大学アーカイブズ

博物館の主題は多様であり、所蔵資料を一律に論じることはできないが、敢えて特徴を指摘すれば、基本は「モノ」

であると言えよう。「モノ」は単独で存在することもあれば、資料群に含まれるひとつということもある。資料群の形成も多様であり、作成される段階から関わりを持ついわば一次的資料群を構成する場合もあれば、コレクションのように二次的に形成される資料群に属することが来歴を知る手掛かりとして重要視される場合もある。「モノ」が属する資料群についての情報も、「モノ」に関する情報である。モノには多様な情報が「含まれて」いる。これらの多様な情報は、モノがオリジナル資料であるから引き出すことができる。高精細画像は、視覚的な情報を引き出す上で有効であるが、他の関心からの期待に応えることはできない。そのためには別の分析方法があり、それは、オリジナル情報が存在して初めて可能になる。

では、画像や音声など、それ自体はモノではない資料は、博物館になじまないのか。情報それ自体としては存在せず、記録媒体を必要とする資料は、媒体そのものがモノとしての関心を集めることはあるが、画像や音声といった記録／情報それ自体も博物館では有効利用されている。したがって、概括的に論じる場合、割り切って原則論を展開するのでなければ、幾重にも留保が必要となる。そのため、ここでは多様な博物館の中(?)から、大学博物館の収蔵資料を取り上げて論じたい。教育研究機関である大学に設置された大学博物館は、博物館一般を論じる場合に適切な事例であるか否か、論者によって意見が分かれよう。しかし、大学におけるMLAの連携という課題を考えたとき、社会の中の大学という論点と、大学では博物館も図書館もアーカイブズも教育研究の一端を担うという共通の性格により、連携の必要性が理解しやすくなる利点がある。

西野嘉章は、大学博物館の使命として「学術文化財」の保管を指摘する¹⁷⁾。西野が言う「学術文化財」は、学術標本を含むより広範な概念とされ、とくに学術標本は大学の教育研究のために収集・蓄積された点で一般の博物館の収蔵品との来歴の違いを強調する。「学術文化財」には、学術標本を分析する教育研究の過程で使用された機器や

その結果としての記録などを含む。しかし、成果である論文などは、図書館に所蔵されるものとして「棲み分け」に配慮している。

ここに見られる「学術文化財」は、大学の教育研究に直接関連した資料ということができる。大学アーカイブズが教育研究に関する資料を収蔵対象とするか否か意見が分かれているが、「学術文化財」がそれに該当するという点はほぼ共有されよう。卒業論文を成績判定に利用される業務書類と見る考え方があるように、「学術文化財」であるとともに、それ以外の性格を認めることも可能である。とすれば、大学アーカイブズと大学博物館は競合の可能性がある一方、棲み分けが可能ということにもなる。このことは西野も意識しており、大学史資料を収集する機能を取り込む可能性を指摘する。なお西野は組織資料アーカイブズと資料収集型アーカイブズの区別を明記していないが、収集された大学史資料は大学博物館に移管され、業務文書の移管・整理・保管・公開は大学アーカイブズに残されるとすれば、これは、教育研究に関する資料を大学アーカイブズの保管対象とすべきではないとする意見には、有力な援軍となる。ここで保存されなければ廃棄されてしまうという心配はなくなるのであり、この効果は大きい。では、資料の保管が確実に行なわれるのであれば、どこで保管されてもよいわけではない。

資料がそこに所蔵されるのは、それに相応しい理由がある。

大学博物館が「学術文化財」を保管するのは、それが十全に保管されていないという現実が前提にある／あった。大学での教育研究の素材となった資料を保管し、研究の再検証や新たな視点や分析方法による再調査・研究を可能にするため、大学博物館で「学術文化財」を保管する。西野は、このような研究の担い手を、学際的／学融合的な性格を持ち得る大学博物館に設定し、大学博物館が「学術文化財」を保存する積極的な理由とする。仮に、「学術文化財」を利用した研究の部分をはずせば、「学術文化財」そのものの研究と資料の利用提供を担う施設であって

もよく、それでも大学博物館でよいと思われるが、研究資源／文化資源アーカイブズを名称とする施設が想定可能である。

大きく異なるのは展示である。大学博物館に限らず、博物館では、展示は研究成果を発信する重要な方法として重視される。大学アーカイブズでは、展示を中心的な業務とするのではなく、個別の資料閲覧に対応することが求められる。資料の主たる利用方法が異なるのである。ただし、西野は大学博物館での「学術文化財」の公開を積極的に論じているので、アーカイブズにさらに接近する。大学アーカイブズが、「大学アーカイブズとは何か」「アーカイブズとは何か」という命題に答えるため、担うべき業務の中核となる収蔵資料を限定的に捉えようと指向するのに対して、大学博物館は間口を広げていこうとする。

では、大学アーカイブズと大学博物館は、大学における教育研究に関する資料では、相違点は解消されていくのであろうか。明治大学博物館の考古部門では、旧石器時代から古墳時代までの日本列島の歴史を館蔵品によって展示している。ここでは、「学説史展示」として、明治大学での研究および教育の歴史が考古学史と重なりあうように解説・展示される。館蔵品に拠ることができない一部の展示を除けば、これらの展示から明治大学での考古学研究の蓄積を実感せずにはいられないし、大学史が学術史（研究の再検証）の重要な一翼を担うことを示す好例となっている。

しかし、これは考古学という一分野での実践である。大学博物館も多様な主題を持ち、ひとつの大学で行なわれるすべての教育研究の成果を網羅するものではない。西野の議論は、国立大学という限定を付した大学博物館論であり、大学博物館一般を論じていても、「総合研究博物館」の名を関した東京大学総合研究博物館であればこそ実現可能な議論となっている。その総合研究博物館を持つ東京大学でも、諸研究機関に所蔵される「学術文化財」は

少なくない。西野は、大学博物館は大学での教育研究の結果として蓄積される学術文化財を収蔵対象とするのであるから、網羅的ではなく体系的・系列的であるとすが、すべて知の体系を実現している大学は稀であり、その中の一部の資料が大学博物館に収蔵されるのであるから、現実の大学博物館は、それぞれ固有で特定の分野の「学術文化財」を所蔵する。このような選択性を実際であり、不可避であれば、「大学での教育研究」という括りを持つ大学アーカイブズの方が、大学という場においては、むしろ、非選択的な収蔵を可能とする。⁽¹⁵⁾つまり、大学博物館・大学アーカイブズが何を目的とし、どのような性格の施設であるかの自己規定により、「大学における教育研究に関する資料」「学術文化財」の行方は決せられる。資料収蔵機関の設置趣旨・機能・目的を明らかにしなければ、どのような資料が収蔵されるか議論されないまま、既成事実が積み重ねられていく。

なお、私立大学では「建学の精神」「創設者の理念」などに結び付けられて、大学アーカイブズや大学博物館が大学広報の機能を持つことがあるが、私は、適切な方法によれば、大学アーカイブズや大学博物館が広報機能を担うことはよほど望ましい姿であると考ええる。ここで言う「適切な方法」とは、大学が社会から期待されている機能、すなわち教育研究の成果を社会に発信することであり、教育研究の過程で大学に集積された資料を公開することもそこに含まれると考える。これは成果だけではなく、教育研究の過程も発信するものであり、それは「建学の精神」「創設者の理念」から乖離するものではない。

五 図書館資料

図書館資料で基本となる大量印刷物では、真正性を議論することは馴染まない。同じ書籍・雑誌その他が複数あ

ることが当然とされるから、オリジナル／コピーという視点が成立しないのである。ただし、次のような事態は問題となる。

発行部数が少ない学術書では、数年の内に版元品切れとなり、増刷の予定もない状態になることが多々ある。刊行後すぐに図書館蔵書となっていればよいが、品切れとなった段階で利用者のリクエストに対応するとなれば、古書店から購入することになる。

出版社と印刷会社の間で納品部数が決められると、その数だけ印刷・製本され納品される。しかし、いくつかの理由により、納品部数以上が作成され、出版社には契約の部数だけが納品される。印刷会社に残った余分は、乱丁・落丁が見つかったときの取り替えや、見本として利用されるようである。これが、古書店に流れてしまった場合、適正なルートを経由したことにはならない。著者検印の制度は、こうした契約違反が発生しないための手続きである。つまり、このような不適切な流通は起こり得るのである。このような書籍を購入する場合、経緯を知らなければ善意の第三者であるが、図書館の蔵書にそのような過程を経た書籍があることが明らかになった場合、厳密には問題になる。これは、問題の性質としては、不法に取得された文化財を博物館などが所蔵することと変わらない。⁽¹⁹⁾いまひとつ、図書館の側の問題とは言い切れないが、複数種類のテキストの存在も、図書館資料を利用する側から議論される。

複数種類のテキストの発生は、おもに著者の事情による。

研究者は、学会誌や紀要などに発表した論文を集成して、著書として論文集を刊行する。このとき、単純な誤記・誤植の修正が行なわれるのは当然として、事実の誤りを訂正したり、論旨の変更に及ぶ修正が施されたりすることもある。

研究史・学史的な関心からは、初出時の形態を維持することが望ましいこともあるが、著者自身とすれば、誤記・誤植は修正したいと考えるし、その後の研究によって深化した成果を盛り込む機会と考えるのは、研究者として自然な発想である。

一冊の著書として論旨を整理し、現時点での成果として問うことはひとつの見識として評価されよう。一方、入手困難な論文が論文集としてまとめられ、簡単に読むことができるようになるのも、学界への貢献である²⁰。この場合も、誤記・誤植の修正は行なわれようし、本文をそのままに補注を加える方法もある。いずれの場合も、初出時のテキストには何らかの変更が加えられるのであるが、著者による、その段階でのより正確なテキストを提供しようとする姿勢を否定することはできないし、すべきでもない。しかし、そのために同一タイトル・同一著者による複数種類のテキストが発生する。

先行研究としてこのようなテキストに言及する場合、もっとも丁寧な方法は、初出時の書誌データを書き、次にそれが別の印刷物に収録された場合、その書誌データを示し、両者の間でのテキストの変更如何について簡単に注記することになる。しかし、字数が制限された中では、省略できる部分は省略しなければならぬこともある。

原則的には、依拠したテキストを注記することになるであろうが、入手の簡便さや、研究の進展を踏まえるべき場合には、最新のテキストに拠ることが必要であろう。そのための情報入手は、専門分野に関してはトレースして当然であるが、異なる分野については同じようにはいかない。著書として刊行された論文集が刊行されていれば、それを見なければならぬ。このような論文集にどの既発表論文が収録されているか、目次からある程度推定できる場合もあるが、一冊の著書としての形を整える中で、表題が変わってしまうこともある。現段階では、収録論文の初出データは当該書籍そのものを手に取らなければ不明である。同様の事態が文学作品では、本文研究とな

る。この場合は、作品が最終形態に至るまでの変化が、作品や著者を理解するための経路となり、研究論文でもこれに似た事態は、学史的な関心から起こり得る。図書館がこのような課題に対応する場合、現状では個別のレファレンスに依存しなければならぬ。些細なことであるかもしれないが、不案内な初学者には重要な情報である。このようなことを考えると、図書館が持っているデータも決して完全ではないことがわかる。

なお、図書館には、前近代の版本や手沢本など、複数の存在が期待できない資料もある。これらの資料は、類書が学術的価値とは直結しない市場価値を持つ場合、偽作が作成される可能性は否定できない。偽書または仮託本は、偽装の対象ないしは仮託された著者の作品としての真正性は持たないが、それ自体は、偽書として、あるいは仮託本としての資料的価値を持ち、研究対象となる。

六 図書館の変容

本稿には、先端技術論はない。何よりも私がそれに通じていないためであるが、先端技術は、書かれるその段階で、過去のものになつているのである。

しかし、そこに問題の一端がある。私のような者ですら、人文学系でのPC利用の黎明期(?)に書かれた論文は、前提としている技術的な限界が過去のものとなっているため、パラダイムシフトがあったかのように見えてしまうのである。数量的な水準が桁違いに進化して、処理可能な情報の「質」が飛躍的に向上したかのように思われてしまう。ハンディなデジタルカメラの画質の「向上」を眺めれば、これは十分容易に理解されよう。実際、高精細画像によって、見えていなかったものが見えることの効果は大きい²⁾。今や、画素数の少ない画像となると、手軽な

利用のための粗い画質がイメージされてしまう。過去の技術水準は、「想像」するしかないのである。

情報技術は段階的に進化するものなのか、どこかで画期的な変化があるものなのか、商品開発の戦略も関わって、外野からの推測は困難である。ただ、進化・改良が果てしなく続き、過去を顧みることはない。成果を利用する側からすれば、低水準の技術に拘る必要はないのかもしれないが、記録された情報を利用できなくなるといふ危機感
は強い。

法学に法制史があり、経済学に経済史があるように、多くの学術分野には学史という方法があつて、現在の自己の位置付けを再確認する。科学史は、ほんらいすべてに亘るはずであるが、もっぱら理工系が対象とされ、科学技術政策が論じられる⁽²⁾。その読者は理工系の人々なのであるうか。

すべての学問に学史との緊張感が不可欠なのか、最先端を追うことにエネルギーが費やされる分野では、過去の研究を参照する必要があるかもしれないのかもしれない。では、研究に進む以前の基礎的な学習の段階ではどうか。あるいは、プロトタイプの理解は、複雑に進化する以前の基礎的な仕組みを理解するために利用できるのではないか。こうした素人的発想を考慮する必要があるければ、過去の論文は不要であるが、先見性の担保はどのように確保されることになるのであろうか。

不要であれば、保存する意欲は生まれない。図書館は縮小できるし、電子ジャーナルも「長期的利用」を視野に入れる必要はない。マイグレーションの前に、アクセスされることがなくなる。縮小・廃棄のスパイラルである。このような状況が常態化すれば、図書館のあり方は大きく変わり、蔵書の「更新」が抵抗なく行なわれることになる⁽³⁾。図書館はフローを基本とする情報の一時的な駐留ポイントに過ぎなくなる。

七 大学アーカイブズと大量印刷物

大学アーカイブズが、大学の印刷物として研究紀要を収集所蔵しているケースは少なくないであろう。アーカイブズは業務文書を所蔵すべきで、大学での教育研究に関する資料は、アーカイブズとは異なる施設で保管されるべきという議論があるが、実態として、紀要類や大学の援助で刊行された学術書を所蔵する大学アーカイブズ（名称は多様であるが）の事例を挙げることは可能である。

堀田慎一郎は、紀要の所蔵が、図書館とアーカイブズで重複することの説明として、図書館におけるセキュリティの問題、図書館資料の紛失や損傷の危険を指摘している。つまり、異なる場所での重複保存を、一種の保険として捉えているのである。⁽²⁴⁾ 私はこの考え方を否定しないし、むしろその効用を評価したいが、南山大学史料室では、以下に述べる理由により、紀要や教員の著作物を収集しており、実際の収集の場面でも説明している。

図書館では書籍のカバーや帯、外箱の類は原則としてすべて取り去っている。破れやすい紙のカバーはラップして補強しなければならないし、本体から外すことができれば、カバーと本体にラベルを貼らなければならない。外箱も同様である。さらに、管理用の磁気テープも複数必要になるのかもしれない。図書館ではこうした手間をかけることができない。さらに、南山大学図書館は、かなりの雑誌を製本するので、雑誌の外見は大きく変わる。⁽²⁵⁾

年史編纂では、読み易くするという理由で本文編に写真を多く入れることがある。自治体史でも同様の発想を体験する。そのようなとき、研究機関については、発行した紀要や書籍等の写真を掲載することがよく見られる。⁽²⁷⁾ところが、図書館の蔵書では、ラベルが貼られていたり、カバーや外箱が失われていたり、南山大学の場合は雑誌の外見がすっかり変わっていたりと、被写体としてはやや適切さを欠くのである。そこで、南山大学史料室では、印

刷物の本来の形態を維持すべく、管理番号は内側に書いて、外見の変化がないようにしているのである。

こうした指向はフエテシズムの一種であるかもしれないのであるが、書籍の装丁は、本文とともに、一冊の本に固有の形を与えており、それ自体が研究対象である⁽²⁹⁾。しかし、そこまでを図書館に期待することは難しい。やはり、図書館は内容Ⅱテキストを提供することに主眼を置くことになろう。

とすれば、同じ書籍・雑誌であっても、所蔵機関の別によって、異なる利用の仕方があり、それに対応する保管の仕方が採用されること、は実は理に適っているのではないか。ひとりの研究者の蔵書と著作について、DB／目録の上では、それが復元できたとしても、現物がバラバラに保管され、しかも蔵書そのものではない、同じテキストに過ぎない書籍であるとしたら、対象とする研究者の営為に迫ることができるのであるか。ややかび臭く、頁の端が焼けた、ところどころに傍線や書き込みのある、研究対象となる人物が読んだ書籍そのものを読むことで、その人物の追体験を試みるという発想は、情緒的に過ぎようか。しかし、人文科学研究で必要なのは、このようにして得られる、表現の困難な「勘／観」ではなかろうか。

アーカイブズがそのためにだけに印刷物を本来の状態で保管しているのではないが、オリジナル資料に接したときの昂揚がこれに類するように思われる。異なる所蔵機関が、同じ資料を重複して持つ場合、このような利用のさけ方の違いが考えられるのである。とすれば、ここに見られる「重複」は一方のオリジナル資料を廃棄して簡単に解決されるものではない。

資料の多面的な性格―むすびにかえて

大学広報印刷物も大学アーカイブズで所蔵される。広報印刷物や大学の業務記録をまとめた印刷物は、記事ひとつひとつを見た場合には一次史料とは言えないことが多い。それらが典拠とした資料が存在する場合や、提供された情報に基づいて作成されている場合の情報提供者によって保管される資料があるからである（厳密を期すためには、こうした一次史料に拠らなければならない）。しかし、これらの印刷物は、堀田慎一郎が指摘するように、大学の活動がまとめて記載されるなど、利便性が高い²⁹。いつ、何が行なわれたかを手早く知りたいとき、これらの印刷物は有用である。過去の業務（行事）について問い合わせがあったとき、まず参照される文献である。

これらの文献は、広報担当部署にも置かれる。閲覧の方法は一律ではないし、バックナンバーがどれだけ保管されているか、堀田が指摘するように、万全を期待することは的外れであるかもしれない。もともと、広報印刷物であれば、何よりも「今」を伝えることが重要であり、利用者もそれを知るために閲覧する。広報担当部署が何よりも「今」を伝えるためにあり、「今」に至る過程として歴史の一部が語られる。それぞれの部署で発行される広報印刷物も「今」を伝えるが、保管され、過去を知る手掛かりとなったとき、「過去」を伝える媒体となる。これは、「今」を伝える広報印刷物が、「過去」を伝える史料になったことを意味するが、それは資料が性格を変えたとはかり理解できるものではない。

はじめから史料として利用されるために作られるのは、史料集であろう。その史料集に収録される「史料」は、はじめから史料であるわけではない。ライフサイクル論によれば、アーカイブズに移管されたことにより、文書はそれまでとは異なる新たな機能を与えられる。しかし、これを、文書の多様な性格の中から、特定の部分が強調さ

れた結果であり、文書が本来的にそして潜在的に持っていた機能であると見れば、record continuum 論に限りなく接近する。

record continuum 論は、四つの軸と四つの次元を描いた図によって説明される。⁽³⁰⁾ それぞれの軸・次元での同じ位相には論理的な連関が設定され、極めて高い論理整合性に貫かれたモデルとなっている。しかし、この図によりながら record continuum が解説される時、やや誤解を招く表現がなされているのではないかと考える。record-archives は作成されたその瞬間に図中の同心円のもっとも外周まで広がると説明されるが、この比喩的表現には、軸と次元における瞬時の運動が含まれている。瞬時であって、同時ではないのである。これは、record-archives が作成されてから、瞬時とはいえ、性格が変化することを意味しているが、record-archives の多元的な性格、多様な側面は、同時に成立し、利用のある局面において、多元的な性格と多様な側面のある部分が顕在化し、ある部分は潜在化する⁽³¹⁾と考えた方が適切ではなからうか。テキストとマテリアルはわかりやすい対比であるかもしれないが、テキストそれ自体、またマテリアルそれ自体から、異なる利用の視点から異なる情報が読み取られるのである。このような考え方に従えば、record continuum 論はライフサイクル論における現用段階と非現用段階の資料の「価値」は、それぞれの段階において、それを利用する者がどのような情報が必要とするかの差異として理解される。こうして、record continuum 論はライフサイクル論に接合可能となる。その利点は、ライフサイクル論のわかりやすさ、ライフサイクル論に基づくアーカイブ設置のわかりやすさ⁽³²⁾が取り込まれることにある。record continuum 論を実践する DIRKS 方法論は、組織全体に働きかけ、周到な準備を必要とし、record 作成の段階から組織の業務運営を改変⁽³³⁾する。それが可能であれば、組織全体での record-archives 作成—保存—管理がより機能的に運営されることが期待できるが、始動させるための作業準備は比較にならない。

MLAは本来ひとつの施設として誕生し、分節を遂げて、今日のような姿になったとされる。分節後の状態が導入された日本では、そのような歴史をたどることはできないが、前近代にアーカイブズ類似施設があつたことは多く指摘されている。

文化財アーカイブズに関わる人々は、組織資料アーカイブズが対象を業務文書に限定していると評し、組織資料アーカイブズに関わる人々は、資料収集アーカイブズはアーカイブズ概念の誤用として退ける。ここに見られるのは、アーカイブズに関わる人であつても、組織資料アーカイブズの必要性が理解されているとは限らない現状である。さらに、いまひとつ重要なことは文化財アーカイブでもアートアーカイブでも、その組織それ自体の記録を保管する必要があり、それが組織資料アーカイブズであるということである。資料収集アーカイブズの組織資料アーカイブズが運営されることで、その資料収集アーカイブズは自らの来歴を明らかにする。そのことは、当該アーカイブズに所蔵される個々の資料にも影響するはずである。

アーカイブズの中（？）においてすら相互理解が十分ではない。まして理由があつて分節したMLAが再び連携／統合するには、それぞれの施設と収蔵資料の特徴、期待される機能を相互に理解しなければならない。デジタル技術論は連携を可能にする、重要ではあるが一条件である。

- (1) 『別冊環⑤図書館・アーカイブズとは何か』、二〇〇八年、藤原書店。水谷長志編著『MLA連携の現状・課題・将来』、二〇一〇年、勉誠出版。日本図書館情報学会研究委員会編『シリーズ図書館情報学のフロンティアNo.10 図書館・博物館・文書館の連携』、二〇一〇年、勉誠出版。石川徹也・根本彰・吉見俊哉編『つながる図書館・博物館・文書館 デジタル化時代の知の基盤づくりへ』、二〇一一年、東京大学出版会。
- (2) ただし、この職員は、大学史料室が運用されるようになると、非現用となった文書を多く移管した。このような発想を持つていても、職務となれば資料保存を実践するのである。
- (3) 外在情報は、真正性について類推を可能にする場合があるが、内在情報を無視することはない。
- (4) 古文書学は真贋判定を目的とするものではないが、既知の古文書から抽出された形態・様式によって、偽文書を見つけることができる。記された内容からも可能である。
- (5) 変更されたテキストとオリジナルとの差異が判明することが、この議論の前提もしくは追究すべき課題となる。
- (6) ただし、この場合にも、不正な変更が業務として行なわれたのであれば、その結果としての変更された業務文書は、不正な変更という事実を明らかにするものであり、そのことの真正性は維持されなければならない。
- (7) 個人の備忘録が、業務文書以上に詳細な記録を残している場合、記録作成者が情報を知り得る立場（業務として関与する立場）にあることが、情報の真正性を担保することになる。業務文書が既に廃棄されてしまっているような場合、個人のもとにある資料を収集しなければ資料の空白ができてしまう。そのような場合に個人が所蔵していた文書が、廃棄された業務文書を補完するために、真正性が確保されなければならない。
- (8) アーカイブズにとどまるのではない、レコード・マネジメントの重要性が想起される。
- (9) 安澤秀一「佐賀藩勘定所大目安享保一〇年度 1755—安政四年度 1857のメタデータ集合記述」『情報知識学会第10回研究報告会講演論文集』、二〇〇二年五月、情報知識学会。
- (10) 原本を利用するときの制約は、デジタルアーカイブでは考慮しなくてもよい場合がある。反対にデジタルアーカイブ固有の性格による制約もある。情報媒体の性質を考慮した利用を行なうことが必要である。
- (11) 上島有「東寺文書の伝来と現状について—展示の趣旨とその内容—」『東寺文書十万通の世界—時空を超えて』図録、一九九七年、東寺宝物館。
- (12) 佐藤進一「中世史料論」『日本中世史論集』、一九九〇年、

- 岩波書店、初出は一九七六年。
- (13) 山田渉「中世的土地所有と中世的所有権」『歴史学研究別冊 東アジア世界の再編と民衆意識』、一九八三年、青木書店。
- 菅野文夫「本券と手紙―中世前期における土地証文の性格―」『日本史研究』二八四号、一九八六年四月、のち、木村茂光・井原今朝男編『展望日本歴史8 荘園公領制』、二〇〇〇年、東京堂出版に収録。
- (14) 古澤直人『鎌倉幕府と中世国家』、一九九一年、校倉書房。外岡慎一郎「使節遵行と在地社会」『歴史学研究』六九〇号、一九九六年十月。
- (15) 日本の古書店は絶版となった書籍に高い値を付ける。新刊では手に入らない書籍であるから、ほしい人は高値でも買うと考えているからであろうが、絶版の書籍であっても、日本の古書店の値段を見慣れた者にはより安価な値段を、ロンドンの古書店は設定しているとのことである。古書に対する考え方が根本から違うというのが、経験者の実感とのことである。
- (16) 都留重人監訳、岩波書店、二〇〇一年。
- (17) 西野嘉章『大学博物館―理念と実践と将来と』、一九九六年、東京大学出版会。同『二十一世紀博物館―博物資源立国へ地平を拓く』、二〇〇〇年、東京大学出版会。以下、西野の指摘は、この二冊による。
- (18) それを実現するか否かは、大学博物館と同様に疑問である
- が。
- (19) と言って、古書店からの取書を締め出すことは適切とは思われない。確実に、蔵書形成に困難を来すからである。
- (20) 初出時の体裁のまま、表記の統一も図らない場合は、書評で問題にされ得る。
- (21) ただし、それが作成され受容されてきた過去の段階の人たちには、見えていなかった情報である。理解のためには必要であるが、それは今の技術水準であるからこそわかる情報であるという認識を忘れると、研究者は、過去への想像力を失ってしまう。
- (22) その一例として、広重徹『科学の社会史』上・下、岩波書店『岩波現代文庫』、二〇〇二年・二〇〇三年を挙げられるであろう。
- (23) 学校図書館でも、大学以外は「除籍」として定期的な蔵書の廃棄をむしろ推奨するようである。
- (24) 堀田慎一郎「大学アーカイブズと「大学資料」(刊行物資料)―名古屋大学における理論と実践―」『名古屋大学大学書資料室紀要』一四号、二〇〇六年。
- (25) 電子ジャーナルが危惧される点は、デジタルデータが不可避に持つ脆弱性にある。
- (26) これも手間であるが、破れやすい紙の表紙を補強するため、あらたにハードカバーを付けるという理由は理解される。ただし、通常の複写機では複写が困難になるのは否めない。
- (27) これも紙媒体のジャーナルが発行されていたことを示す史

料写真になる時代が来るかもしれない。

- (28) 西野嘉章『新版』装釘考』、平凡社「平凡社ライブラリー」、二〇一一年、初出は二〇〇〇年。南山大学図書館でも前近代の図書は扱いを変えている。

- (29) 堀田慎一郎前掲論文。

- (30) スー・マケミッシュ(坂口貴弘・古賀崇訳)「さのう、きょう、あす―責任のコンティニューアム」(記録管理学会・日本アーカイブズ学会共編『入門・アーカイブズの世界―記憶と記録を未来に―《翻訳論文集》』、二〇〇六年、日外アソシエーツ)にフランク・アップワード作成の図が掲載されている。

- (31) わかりやすさだけが価値基準ではないが、アーカイブズの必要性を説明するとき、その趣旨が理解されなければ、必要性は認識されない。

- (32) 中島康比古「レコードキーピングの理論と実践」レコード・コンティニューアムとDIRKS方法論」レコード・マネジメント・記録管理学会誌』五一号、二〇〇六年三月など。

- (33) 東京文化財研究所編『オリジナルの行方 文化財を伝えるために』基調講演2:セッション3、二〇一〇年、平凡社。
- (34) 森本祥子「伝統的アーカイブズとデジタルアーカイブ」発展的議論を進めるために』『アーカイブズ学研究』一五号、二〇一一年一月など。

How to Use the Materials in Museum, Library and Museum

NAGAI Eiji

Abstract

Today, the advance of digital technology makes it possible to treat the digital data of text, still picture, motion picture, sound and metadata without exception. Then we can recognize the cooperation among Museum, Library and Archives as a real issue. But the character of original material has variety, so we expect the different role to M, L and A.

The basis of the MLA cooperation is a mutual understanding. The materials are multifactor and have multiple aspects. We must discriminate to incorporate the M, L and A.

The purpose of this paper is to study comparatively the inherent role of M, L and A, and to bring up the base of their cooperation.